

小千谷市空き家利活用支援事業補助金交付要綱

(令和5年3月30日告示第50号)

(趣旨)

第1条 本市は、市内の空き家の有効活用を図り、市内への移住・定住を促進するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、小千谷市補助金等交付規則（昭和44年小千谷市規則第4号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住の用に供し、生活するために必要な居室、台所、トイレ、浴室等を有する一戸建て住宅をいう。ただし、店舗等との併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が居住の用に供されているものに限る。
- (2) 空き家 市内に存し、過去に居住の用に供されたことのある住宅であって、現に居住その他の使用がなされていない住宅をいう。
- (3) 子育て世帯 申請日が属する年度の4月1日現在において生計を一にする18歳未満の世帯員と同居している者又は申請日現在において妊娠している者がいる世帯をいう。
- (4) 転入者 申請日現在の年齢が70歳未満の者で、本市に転入した日又は転入を予定している日を起算日として、転入前2年の間に本市に住所を有しておらず、かつ、定住する意思をもっている者とし、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 転入日から起算して1年以内に交付申請を行う者
 - イ 交付申請後に転入する者
- (5) 市内施工業者 本市に本店を有する法人又は本市に住所を有する個人事業主をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自らの居住の用に供するために空き家を改修する者であって、次の各号のいず

れかに該当するものとする。

ア 新潟県の他市町村からの転入者で、かつ子育て世帯である者

イ 新潟県外からの転入者

(2) この補助金の交付を受けて改修等を行う空き家に、補助事業の完了の日から1年以内に居住を開始し、5年以上居住する見込みのもの。

2 前項の規定にかかわらず、申請時において次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としないものとする。

(1) 未成年者

(2) 市町村税を滞納している者

(3) 3親等内の親族間において、売買、相続又は贈与により空き家を取得した者
(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が行う次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内施工業者に請け負わせる工事であること。

(2) 住宅の内外装の修繕、住宅の増改築、屋根、居室、浴室、玄関、台所、トイレその他家屋部分の改修工事に要する費用であって、当該工事に要する費用が50万円以上であること。ただし、畳替え、襖又は障子の張替えその他簡易な改修は除く。

(3) その他市長が認める工事

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内の額とし、100万円を上限とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、小千谷市空き家利活用支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、補助対象工事に着手する前に市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

- (2) 市町村税の未納のない証明書
- (3) 住宅の所有者が確認できる書類
- (4) 工事見積書の写し
- (5) 工事着工前の写真
- (6) 住宅の位置図
- (7) 申請者本人の身分証明書の写し及び定住誓約書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、同一の補助対象者に係る同一の住宅につき1回限りとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、小千谷市空き家利活用支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は小千谷市空き家利活用支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更しようとするときは、小千谷市空き家利活用支援事業補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査し、承認するかどうかを決定し、小千谷市空き家利活用支援事業補助金変更承認通知書（様式第5号）又は小千谷市空き家利活用支援事業補助金変更不承認通知書（様式第6号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助対象工事を完了したときは、小千谷市空き家利活用支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次の書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る契約書の写し
- (2) 補助対象工事に係る領収書の写し
- (3) 補助対象工事の実施に係る工事中及び工事後の写真
- (4) 振込先口座の確認書類（通帳の写し等）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する実績報告書の提出があったときは、必要に応じて現地を調査することができる。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、小千谷市空き家利活用支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 住宅に居住した日から起算して5年以内に補助金の交付対象となった住宅を取り壊し、又は売却したとき。

(3) 住宅に居住した日から起算して5年以内に補助金の交付対象となった住宅を退去し、又は居住の用に供しなくなったとき。

(4) その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、小千谷市空き家利活用支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付していたときは、小千谷市空き家利活用支援事業補助金返還通知書（様式第10号）により返還を命ずることができる。

2 前項の規定により補助金の返還命令を受けた者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。